

第2回 徳島県手話言語条例検討委員会 議事録

1 日 時

令和6年10月30日（水）
10時から11時50分まで

2 場 所

徳島県庁11階 1104会議室

3 出席者

【委員】（11名）

平光江、近久勝彦、戎協子、清原嘉美、林徳太郎、平田清美、喜多一之、
森聖師、谷川信吾、美馬持仁、森泉摩州子

【事務局】

障がい福祉課、労働雇用政策課、教育委員会特別支援教育課、
教育委員会人権教育課、徳島市教育委員会

4 会議次第

i 開会

ii 議事

- （1）第1回徳島県手話言語条例検討委員会での意見に基づく対応案
について
- （2）「徳島県手話言語条例（仮称）の骨子案」に係るパブリックコメン
トの実施結果について

iii 閉会

【議事 1 第 1 回徳島県手話言語条例検討委員会での意見に基づく対応案について】

(事務局説明)

(委員長)

ただいまの事務局からの説明について、ご意見はございますでしょうか。

(委員)

触手話の部分について、盲ろう者はろう者から手話を学んで、途中で目が見えなくなって盲ろう者となり、その後に獲得した言語です。つまり、ベースになっているのは手話になります。盲ろう者も最初から触手話だったわけではないので、手話が大切という意味だと思います。

(委員)

触手話への対応について、具体的に定義において触手話を含むと盛り込んでいただきました。私も当初は、わざわざ触手話について触れなくても、手話という言葉だけで全部を統括するというでいいのではないかと考えていました。しかし、盲ろう者はろう者であり、視覚障がいを持ったことによって見える手話とは違う手話の発展があるということは確かで、手の中の範囲では曖昧になってしまうので、盲ろう者は齟齬なく伝えるために、見える手話とは違う表し方をしています。やはり触手話を大事にしないといけないという思いが変わってきました。委員がおっしゃるように、ろうをベースにした盲ろう者はもともと手話があって手話で育ってきているから手話がとても大切だという思いをこの(触手話を含む)という言葉で入れてくださったことは、非常に良いと思いました。

(委員長)

触手話ももともとは手話から派生してきたということ、派生してきたとしても、盲ろう者の皆さんにとっては非常に大事な言語として発展してきたので、条例に入れておくことは意義があるというご意見をいただきました。他にご意見ございますか。

(委員)

学校における手話の普及の対応案として、条例がどのように変わったのかを手話で示していただけますか。

(事務局)

第 10 条の 3 のところにこの条例の目的と基本理念に対する理解を深めるため、という文言を追加しております。

(委員長)

その他の委員の方々はよろしいでしょうか。

(委員)

先ほど、ろうであった人が盲になったので、触手話を使っていると理解しましたが、よろしいでしょうか。

(委員)

はい、そうです。

(委員)

ろうであった人が盲になった事例だけではないんです。東京大学先端科学技術研究センターの教授をしている、福島智さんをご存じでしょうか。先に目が見えなくなり、その後聞こえなくなった。指点字で意思疎通することに成功しています。もう一人は、私の非常に親密な友人になりますが、彼の奥さんが55歳前くらいから目が見えなくなり、60歳近くになって耳が聞こえなくなりました。このように、目が見えなくなった後、耳が聞こえなくなった事例を2件知っております。こういう事例があるということも考えて、条例を考えていただければと思います。

(委員)

福島智先生の指点字は日本語です。手話を源流とするものではありません。指点字は日本語音声源を源流としています。また、盲ろう者の中には盲ベース、最初見えなくて、後から聞こえなくなった人もいます。同時の人もいます。今回の手話言語条例の中では、聞こえないことをベースにする、ろうベースの盲ろう者について、手話が生活言語となるという内容になっています。ご友人の目が見えなくなった後に聴覚障がいとなった方は日本語を獲得した後ということなので、盲ろう者ですが、言語のベースは日本語です。

(委員)

わかりました。ただ、日本語ベースの手話言語が現在普及しているということも聞きましたが、どうでしょうか。

(委員)

手話、触手話、要約筆記、点字、指点字その他様々なものをすべて含んでしまうと目指している手話言語条例と離れていくことになるというのが、第1回の会議における議論の内容だったかと思います。条例の中では日本手話、日本語対応手話など限定せず、手話を手段とした様々な文法等のものすべて含んでいると私は理解しています。ただ、そこに点字や要約筆記などが含まれてくると、手話言語条例で目指しているものが分かりづらくなってしまわないかということで、第1回会議の際に記載しませんでしたという説明をさせていただきました。今回の条例が、多くを対象としたいという思いと、広く入れすぎると曖昧になって条例の目指すものからかけ離れては困るということで、すごくご苦労されているなど私は感じて読ませていただきました。その中でも、触手話を含むと明記することは、歓迎すべきだと思います。触手話を知らない人が見ても触手話というものもある

んだと分かります。すべての手段を盛り込むことは難しいですが、手話をベースに考えた上で、明記してくださっているのので、第1回の会議の内容が、反映しているのではないかと思います。

(委員長)

今回の手話言語条例は、今委員がおっしゃったように、手話が言語であるということを歴史的な背景も含めてしっかりと県民の皆さんに普及していく目的があります。その中で、手話にも日本手話、日本語手話、また触手話など様々な形態がありますが、条例では手話を狭い意味とするのではなく、手話が言語であると知ってもらうために、広い意味にしたいという思いで定義しております。ただ、委員が言われたように、様々な障がいがあり、障がいを持つに至った経緯も人それぞれ異なり、用いる手段も様々となってきますが、条例の中で手段が広がっていくと手話がぼやけてしまうということが起こることになります。手話言語条例ということなので手話ベースという内容で、今回の条例は作っていきたいという思いです。ただ、その他の意思疎通手段を否定するものではありません。それぞれ必要な手段であり、その人にとって言語ということには変わりはありません。この点は今後の普及啓発の中で、丁寧に伝えていく必要はあると考えています。

(委員)

他の都道府県の条例を読みまして、手話に限定しておところが多いです。触手話については、例えば千葉県の条例では、手話等（要約筆記、触手話、指点字、筆談、その他の聴覚障害者が日常生活または社会で使用する意思疎通のための手段）と幅広くしています。手話に限定して制定するというのも1つの方向性なので、方向性さえ示していただければ、それに従って議論しこの会議で決めていただいたらいいのではないかと思います。あまり幅広くしますと、条文数も多くなり、県民が見た際に分からなくなるというのも困ります。手話は言語であると障害者権利条約でも明記されていますが、触手話は書いてありませんので、私は手話だけで進めてもいいと思います。

(委員)

全国のことは分かっていますので、徳島県ならではの手話言語条例を決めていただけたらと思います。

(委員長)

前回の会議の中では触手話は入っていなかったんですが、入れていただきたいという意見が出たということと、後ほど出てきますパブリックコメントの中にもそういった意見もありましたので、今回示している条例案で触手話を含むという書き方で提示させていただきました。この方向性について、どうでしょうか。

(委員)

後ほどパブリックコメントも出てきますが、すでに「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」の中にも、様々なコミュニケーションに触れています。手話言語条例としては、委員がおっしゃったように、言語としての手話ということを中心に進めていく方向でよろしいかと思います。

(委員長)

条例に触手話を含むと書くということで決めてよろしいでしょうか。

(委員)

結構です。

(委員長)

それでは、議題2に進めさせていただきます。事務局からご説明をお願いします。

【議事2 「徳島県手話言語条例（仮称）の骨子案」に係るパブリックコメントの実施結果について】

(事務局説明)

(委員長)

33件のご意見をいただいたということで、県民のみなさんの関心が高いと思います。事務局からの説明について、ご意見はございますでしょうか。

(委員)

資料4の19番、手話言語の国際デー9月23日にならって、徳島県でも「手話の日」を定めてほしいというご意見だと思います。第1回目の手話言語の国際デーからずっと県ではブルーライトアップを県内各地の建物などしていただき、点灯式もしていただいています。この場を借りてお礼申し上げます。徐々に広まってきていると思います。他の県にはあまりないので、条例の中に徳島県手話の日があってもいいのではないかと思います。手話週間もあれば良いと思います。

(委員)

ブルーライトの点灯は県にご協力いただいています。他にも何々の日と様々ありますので、条例の中に入れていただきたいと思います。

(委員長)

このご意見については事務局どうでしょうか。

(委員)

何々の日というのは、条例に入れたいとなった場合、入れることは可能なのですか。

(事務局)

徳島県の何々の日何色の日ということを定める別の条例があります。パブリックコメントの県の考え方にも書かせていただきましたが、条例には入れませんが、引き続き手話言語の国際デーにブルーライトアップなどの取組みはさせていただきたいと思います。

(委員)

ぜひ条例に入れたいとなると、当初は入っていないが今後の見直しで入れていくことは可能ですか。

(事務局)

別の条例を制定するか、条例改正の方法になると思います。

(委員)

ぜひ調整をしていただいて、すぐには無理でも2、3年後、5年後に入れることを目指すということになれば良いと思います。

(委員)

徳島の日を定めた条例の名称を教えてください。

(事務局)

例えばですが、「とくしま藍の日及び徳島県の色を定める条例」というのがあります。他にもあります。

(委員)

例えば休日を定める法律のように、徳島県の記念日を定める条例のような包括的に定めているものはないのですか。

(事務局)

包括的に定める条例というのはなく、例で挙げさせていただいた藍の日を定める条例というように個々に制定しています。

(委員)

個々で定めるということであれば、この手話言語条例の中で定めるということは可能ですか。

(事務局)

調整が必要になるかと思います。

(委員長)

事務局からは他の条例との調整が必要ということで、将来的に入れるということが確約はできないが、今回は、この条例の中に入れずにいくということでご理解いただけますで

しょうか。みなさんの思いがあるということを、今後の施策をしていく上で考えていくということで、今回はご理解いただけますでしょうか。

(委員)

ブルーライトアップは続けていきましょう。

(事務局)

もちろん今後も続けたいと考えております。

(委員)

資料4の13番について、本人の特性に応じた様々なコミュニケーション手段ということを入りたいという意見ですが、今回の手話言語条例では、先ほどおっしゃっていただいた「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」もありますので、手話言語条例と併せて、この条例の方も浸透していったほしいと思います。県の考え方を示す際に、こちらの条例も一緒に示していただければ、良いのではないかと思います。

(委員長)

おっしゃる通りで、今後の施策で「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」の方も一緒に啓発等をしていくことは大事だと思います。

(委員)

資料4の17番と26番については、手話言語条例が普及しているのか、機能しているのかというのを議論する委員会のようなものを設置してほしいというご意見だと思います。これに対して、県の考え方は徳島県障がい者施策推進協議会を挙げてくださっています。この手話言語条例の制定後の施策等について、障がい者施策推進協議会で協議はできるのでしょうか。

(委員)

確かに、私以外の委員は健常者になります。周りが聞こえる方達なのですごいスピードで始まり終わってしまいます。私は何も意見が出せずに終わってしまいます。

(委員長)

障がいに配慮した協議会の進め方をしていただきたいということですね。

(委員)

そうです。いつも感じています。

(事務局)

徳島県障がい者施策推進協議会についても障がい福祉課の方で所管しています。障がい者に配慮した協議の内容にはなっていないというご意見をいただきましたので、今後は配慮した会議の進め方になるように、担当の方とも共有させていただきます。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(委員)

条例施行後、3年後や5年後をめどに条例を再度見直すという法律というのがありますが、こういうのを盛り込んでおくと、条例の施行状況を再度議論することできるのではないのでしょうか。

(事務局)

県の条例の中で見直し期間を定めることについては確認が必要になってきます。手話関係も含めた施策の実施については、障がい者施策基本計画において定めており、実施期間も定めていますので、徳島県障がい者施策推進協議会の中で計画に基づき議論していくという方向でいきたいと考えています。

(委員)

他都道府県の条例には5年をめどに見直しを行うところもあります。法律にはよくあります。このように一定の期間で条例の見直しを行っていくということも1つの方法かと思っています。

(委員)

条例の中に見直しについて入れることが可能であれば、前向きなものになると思います。時代とともにニーズも変わってきますので、見直しをするという文言を入れることについてはとても賛成です。さらに加えて、手話言語条例施策推進協議会を設置してほしいと思います。ただ、委員となる皆さんはお忙しく、事務局の障がい福祉課も調整するのが大変でしょうし、1回開催するのも大変かと思います。現実的に考えると、障がいの垣根なく皆さんにこの手話言語条例のことを知っていただく機会にもなりますので、障がい者施策推進協議会で議論していただくということになるのかと考えています。

(委員長)

条例の中に見直し期間を定めることについて、確認が必要とのことでした。

(委員)

3年後や5年後に見直すというのはすごくいいと思いますが、検討メンバーは同じままです。実施するものなのではないのでしょうか。例えば、この条例検討委員から変わるのであれば、説明などが大変になるかと思っています。

(委員長)

検討メンバーは同じにはなりません。条例を見直すというご意見がありましたが、1番大切なことは施策になると思います。条例を変えても施策が変わらなければ意味がないこととなりますので、施策についてしっかりと議論をしていく必要があります。条例を変えなければ施策ができないとなった場合に条例を変えることになると思います。ですので、今回の条例では見直しをするということは入れないが、条例施行後の施策実施の際に、皆様のご意見を反映させていきたいです。いかがでしょうか。

(委員)

例えば、神奈川県条例は条例の施行の日から5年経過するごとに施行の状況について検討の上、必要な措置を行うと規定しています。また、東京都条例では、施行後3年を経過した場合に、検討し、必要な措置を講ずると規定しています。条例も変化する時代に応じて変わっていくようにしなければならないと思います。

(委員長)

もちろん不変というつもりはありません。条例が変わっていくことは当然あると思います。ただ、事務局の方で確認などが必要になってきます。

(委員)

条例のその見直しができるのであれば、条例に見直し規定があった方がいいのではないかと感じました。ただ、実施する施策が大切という委員長のお話はすごく分かります。条例で定めていても、施策の方で動きがないということになったら意味がありません。今回は手話言語条例ということで、手話にスポットを当てましたが、決してろう者だけではなく、難聴者や中途失聴者や盲ろう者やもっと広い範囲で失語症の方など手話を使うことが効果的な方も含めて考えていきたいとなった際、徳島県障がい者施策推進協議会の中でこの手話言語条例の施策を議論するということが妥当なのかという疑問が実はあります。

(委員長)

事務局どうでしょうか。

(事務局)

協議会の実施の方法ということですが、徳島県障がい者施策基本計画の中のあらゆる障がい者に対する施策を検討する場が障がい者施策推進協議会になっています。皆様方のそれぞれの障がい者の立場や事業者の立場などそれぞれの立場からのご意見を踏まえての施策になります。幅広くご意見をお伺いして、検討していくのがいいのではないかと事務局では考えております。

(委員長)

徳島県障がい者施策推進協議会で議論していく中で検証が進まないということがありましたら、また考えていくということになるのでしょうか。

(事務局)

徳島県障がい者施策推進協議会での議論の方法については、今後検討させていただきたいと思います。

(委員長)

条例制定後の施策の議論については、今事務局の方から説明があったように、徳島県障がい者施策推進協議会で議論していきたいとのことです。議論がうまく進まないとなった際に、対応いただくということでもよろしいですか。また、条例の見直し期間については、事務局の方で調整等もあるとのことなので、第3回検討委員会でお答えさせていただきたいと事務局から申し出がございました。

(委員)

条例の中身についてです。まず、前文について、手話を言語として明確に位置付け、言語を獲得しとなっていますが、言語としての手話を獲得し、ではないでしょうか。また、手話で学び、手話を学びの部分で、手話を学び、手話で学びと入れ替えた方がいいと思います。日本ろうあ連盟から出されている資料では、この順番ですが、私の感覚としては手話を学んで、それから手話で学んで、手話を使い手話を守る、という順ではないかと思います。

(委員長)

手話を言語として明確に位置付け、言語としての手話ではないかということと、もう1点が手話を学び、手話で学んで、手話を使い、手話を守るという順ではないかというご意見でした。示されている条例案の順でも意味は通りますが、このことについてはどうでしょうか。

(委員)

この順には意味があり、聴覚支援学校で手話を禁止されていた時代に、先生方は手話を使っていなかった。先生方が手話で教えていただいたら、生徒たちは手話を学ぶことができるという強い思いがあって、この順になっています。委員がおっしゃるように、手話を学んで手話で学ぶ順の方が日本語的に自然と思うかもしれませんが、ろう者の思いとしては、先生がまず手話で教えて欲しかった。そうすれば、生徒たちは手話を学べたという強い思いがあります。

(委員)

どうするかは、お任せします。

(委員長)

もう1点の言語としての手話を獲得とするのか、案のまま言語を獲得とするかですか、どうでしょうか。

(委員)

前に手話を言語として、と記載があるので、言語を獲得し、と続けています。

(委員)

私は違和感を覚えました。第1条のところで、手話を必要とする者という表現が出てきます。第1条に限っていますが、条文全体で手話を必要とする者で良いのではないかと思います。例えば、家庭で子供がろう者の場合、家族、支援者は手話が必要になります。また、ろう者だけでなく、中途失聴者、難聴者などにとっても非常に重要な言語になります。ヴィニヤード島の話は皆さんご存じですか。

(委員)

マーサズ・ヴィニヤード島という島民が手話で暮らしたという話ですね。

(委員)

マサチューセッツ州の沖合にある島ですが、ろう者が多く、島民が手話で話したという話です。このお話から考えて、この条例においても、ろう者に限るのではなく、手話を必要とするものという言葉で条文を構成した方が良いのではないかと思います。また、資料の4の10番において、ろう者をクローズアップしすぎることは、県が手話を取り巻く中で取り残された人を作る可能性があるという重要な指摘をしています。難聴者、中途失聴者、盲ろう者も含まれます。支援者、失語者等についてもこの条例案には載っていない。この方達も、手話を必要とする者です。13番の意見の中で京都府の条例の中でも同じことが書かれているとあります。さらに、20番の意見の中でろう者、難聴者、盲ろう者、そして健常者も使うと記載されているとあります。このように県民全体が手話を使うような条例を目指して欲しいです。条例案ではろう者だけ手話を使う印象を持ちます。県民みんなが理解できるような条例にして欲しいと思います。

(委員長)

目的のところを修正する必要があるということでしょうか。

(委員)

手話を必要とする者というものは非常に良い言葉ですので、ろう者という言葉でまとめているところを見直してはどうかと思いました。

(委員長)

条文が変わってくることになりますが、他の委員の方々はどうでしょうか。

(委員)

委員のご意見は、障がいのある人もない人もすべてという趣旨でおっしゃられたんだと思います。今回の手話言語条例にろう者という言葉を入れたのは、当事者の方の思いを反映したのではないかと考えています。手話を必要とする者というのは、目的にも書かれているので、私は条例案のままでよろしいのではないかと考えています。条例すべてに必要とする者という言葉を入れると、家族のことなのか、障がいのない子供のことなのかと、非常に煩雑になってしまうと思います。そのために、第9条には障がいがある方、家族を含めてしっかりと手話言語を理解して、共生社会を目指しましょうという内容が書かれ、条例の趣旨を示していると考えます。

(委員)

私も条例案のとおりで良いと思います。

(委員)

手話というのは、手話を必要とする人にあるんだという前提で考えていきたいと考えています。

(委員)

手話を使う、手話を必要とする人を、ろう者だけではなく様々な人が含まれすぎると、当事者としては違和感を覚えます。障がいのない人もすべてについては、障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例があるのではないのでしょうか。

(委員長)

目的のところに、あえて手話を必要とするものと記載しているのは、手話を必要とする者は様々な人がいるという気持ちを表しているものと私は解釈します。ただ、ろう者という言葉で限定することで、当事者の思いを込める部分もありますし、障がいのない方も県民皆さんが手話について学んで欲しいという趣旨も第9条で記載しています。このことで、この条例がろう者のためだけではなく県民全体のものになると考えています。私はこの条例案で良いかと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

ろう者という言葉に記載することで、当事者の方の思いが入っているので良いかと思います。

(委員)

今回の条例はろう者が使っていた手話の歴史から始まっていますので、手話を必要とする者という書き方をすると、今使っていない人は私は関係ないんだという思いが出てくるの

ではないかと思います。第9条に、県民全体を対象に書いているし、今までの歴史も残るような条例なので、このままで良いのではないかと思います。

(委員)

委員会で決めた結果で良いと思います。

(委員長)

今回提示させていただきました条例案でよろしいでしょうか。条例の見直し規定については、事務局が法制係の方と調整し、第3回で結果をお知らせいただくことにしたいと思います。それでは、今後は委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえて、条例案の作成を進めていくということで、よろしくお願いします。予定されていた議題は以上で終了となります。今回の委員会に関する議事録の公開内容については、私に一任をさせていただいていただいてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

ありがとうございます。それでは事務局に進行をお返しいたします。